

第5章 計画の推進・進行管理

1 各主体の役割

本計画において、目指すべき環境のすがたを実現するために、市民、事業者及び行政がそれぞれの立場に応じた、連携しながら協働の取組を進めていくことが求められます。

市民

- 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- 環境の保全に努めるとともに、行政が実施する環境の保全に関する施策を事業者と協働で実施します。

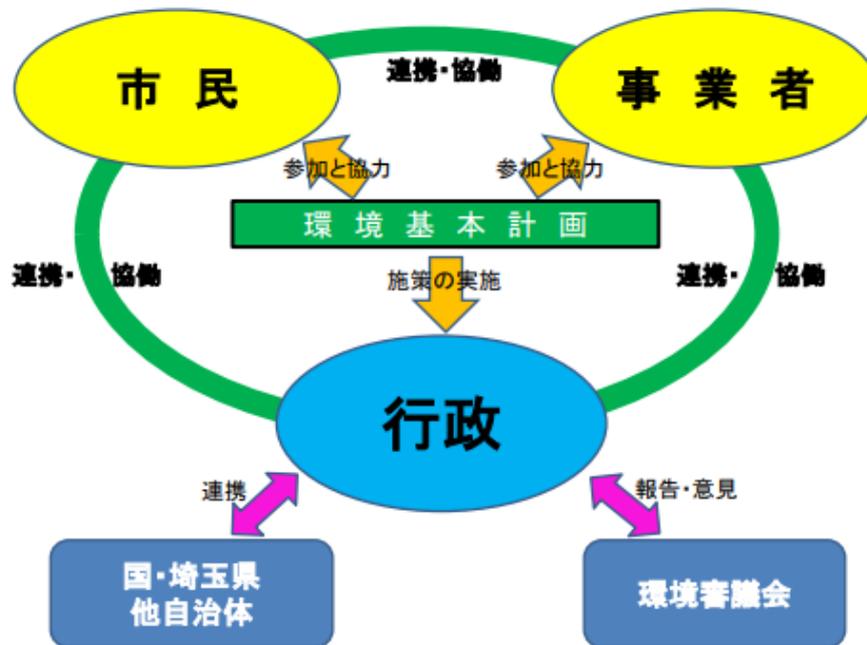
事業者

- 事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全に努めます。
- 事業活動に伴う廃棄物を適正に処理します。
- 事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- 環境の保全に努めるとともに、行政が実施する環境の保全に関する施策を市民と協働で実施します。

行政

- 環境の保全に関し、地域の自然的社会条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施します。
- 市民、事業者と連携し、協働で環境活動を実施します。

2 市と各主体との連携



3 計画の進行管理

本計画が円滑に進行することを管理するため、施策の内容に関して、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・見直しまでの流れを、以下の計画 (Plan) → 実施 (Do) → 点検・評価 (Check) → 見直し (Action) による PDCA サイクルにより進行管理していきます。

なお施策の進捗管理の一環として、本計画で記載されている基本方針に対応した数値目標を設定し、この達成状況を定期的に評価することとします。

また、計画及び各施策の見直しについては、必要に応じて行うこととします。

